

スポーツツーリズム広域プロモーション業務委託 仕様書（公募用）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

スポーツツーリズム広域プロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結日 から 令和9年1月29日（金） まで

3 目的

本県へのスポーツツーリズムを推進させる一体的かつ広域的なプロモーションを実施することで、県内外からの誘客を図る。

4 委託業務の内容

スポーツツーリズムを活用した広域プロモーション業務及び付随する業務一式

(1) 制作方針・概要

ア 本事業で取り上げるスポーツの種目及びメインターゲットは、次のとおりとすること。なお、取り上げる必須種目は、業務内容ごとに指定する。

(ア) サイクリング

普段からサイクリングを楽しんでいる経験者層（年齢層の指定はない）

(イ) 山のアクティビティ（登山、トレッキング）

普段から山のアクティビティを楽しんでいる経験者層（年齢層の指定はない）

(ウ) 水辺のアクティビティ（ラフティング、カヌー、カヤック）

ファミリー層、大学生

イ 紹介するスポットの選定においては、一部の地域に集中するのではなく県内全域にプロモーション効果があるようバランスを考慮して選定すること。

ウ 単にスポーツの紹介を行うのではなく、グルメや自然等魅力的な観光資源を組み合わせることにより、本県のスポーツツーリズムの認知度及び来訪意欲を高め、観光客と消費額の増加を目指す内容とすること。

エ 特定の商品やブランドなどの紹介とならないよう注意すること。

オ 本業務において使用する写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真等を使

用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。

なお、動画や広報資材に掲載する施設等名称や説明は受託者が各施設等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。また、各広報資材における資料収集、撮影及び撮影交渉、肖像権や著作権について必要な手続き、出演料や使用料等制作のために必要な経費は全て委託金額に含めることとする。

(2) 動画の制作・配信

YouTube上で影響力のあるスポーツ系インフルエンサーによるタイアップ動画の制作と、制作した動画を配信すること。

ア 動画の制作

- (ア) 制作する動画は、山のアクティビティ2本以上、サイクリングで1本以上、計3本以上とすること。
- (イ) (5)の広告で使用できるよう、制作した動画のダイジェスト版をそれぞれ作成すること。なお、ダイジェスト版の長さは、15秒程度とする。
- (ウ) 動画の制作にあたっては、各スポーツにおいて、効果的に発信できるスポーツ系インフルエンサーを起用すること。なお、起用するインフルエンサーは、企画提案時に起用理由とともに提案し、受託者決定後、県と協議の上、決定するものとする。
- (エ) 動画の内容は、各スポーツを楽しめる県内の具体的な場所、コース、楽しみ方とともに、スポーツを楽しむ前後の観光やグルメスポットなどを紹介することとし、企画提案時に具体案を提案すること。なお、内容は、受託者決定後、県と協議の上、決定するものとする。
- (オ) 動画の長さは、(ウ)の内容が十分伝わるとともに、ターゲットに訴求するのに効果的な長さにする。
- (カ) 動画制作に係る撮影にあたっては、県職員が同行するものとする。
- (キ) 動画制作にあたっては、校正を2回以上行うこと。
- (ク) 動画完成後であっても、内容に不具合が生じた場合は、県からの指示に基づき、修正を行う等、適宜対応すること。
- (ケ) 動画のBGMとして使用する素材については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

イ 動画の配信

- (ア) 制作した動画は、各インフルエンサーのYouTubeチャンネルで配信すること。
- (イ) 動画の配信開始時期については、動画の視聴者の来訪意欲を高めるのに、効果的なタイミングを受託者が提案し、県と協議の上、決定すること。

- (ウ) 動画の配信期間は、最低1年以上とすること。
- (エ) 動画の配信開始後、各インフルエンサーが管理するSNS上で、アで制作した動画についてPRする投稿を行うこと。

(3) 制作動画と連動したイベントや周遊企画等の実施

(2)で制作した動画と連動したイベントや周遊企画など、県内誘客及び周遊を促す取組を提案し、実施すること。

ア 県内誘客及び周遊を促すため、(2)で制作した動画と連動したイベントや周遊企画等の効果的な取組（以下、「取組」とする。）を実施時期と合わせて、企画提案時に具体的に提案すること。なお、内容は、受託者決定後、県と協議の上、決定すること。

イ 山のアクティビティを必須とすること。なお、他のカテゴリのスポーツも含めて実施しても良い。ただし、各カテゴリのスポーツのターゲットに効果的に訴求するよう留意すること。

ウ 制作した動画と連動として、相互誘客を図るよう留意すること。（動画を見た人が取組に参加、取組に参加した人が動画を視聴するなど。）

エ 円滑に取組が実施できるよう、事前に実施体制、スケジュール等を県と協議すること。

オ 取組にあたっての関係先調整等は、県と協議の上、受託者が行うこと。

カ 取組参加者の属性情報（年代、居住地等）を取得し、(7)で作成する実施報告書において、分析結果とともに報告すること。

(4) 特設サイトの制作及び運営

(2)で制作した動画の紹介や、(3)の取組の概要が分かる特設サイトを制作し、適切に運営すること。

ア 特設サイトの制作に係るドメインの取得にあたっては、県と協議し、埼玉県のサブドメイン（pref.saitama.jp）を使用すること。

イ 特設サイトを運用するためのサーバーは受託者で用意すること。なお、その費用は委託費に含む。

ウ 特設サイトの制作にあたっては、(2)で制作した動画への誘導や、(3)の取組への参加を促すような工夫を講じること。また、単に(2)で制作した動画への誘導や、(3)の取組を紹介するだけでなく、スポーツツーリズムの魅力を伝える内容とし、受託者が提案の上、県と協議し、決定すること。

エ 特設サイトの運用期間は、(3)の取組を周知するのに必要な期間とし、受託者が提案し、県と協議して決定すること。

オ 制作した特設サイトは、(5)のWEB・SNS広告の遷移先とすること。（水辺

のアクティビティを除く。)

カ 制作した特設サイトには、県公式観光サイト「ちよこたび埼玉」内の特設ページ「スポツリ埼玉」や、(2)で制作した動画のリンク先を添付し、誘導させるよう工夫すること。

(5) WEB・SNS広告の実施

スポーツツーリズムの促進及び、(3)の取組への参加を促すため、効果的なターゲティング広告を行うこと。

ア ターゲティング広告に使用する広報素材及び遷移先は次のとおりとする。

カテゴリ	素材	遷移先
山のアクティビティ	(2)で制作する動画のダイジェスト版	(4)で制作する特設サイト
サイクリング		
水辺のアクティビティ	令和7年度に県で作成した水辺のアクティビティ動画（15秒又は30秒）	県公式観光サイト「ちよこたび埼玉」内の特設ページ「スポツリ埼玉」

※ 令和7年度に県で作成した水辺のアクティビティ動画は、県から受託者に提供する。

イ ターゲティング広告は、興味や属性に応じて、的確にターゲットに訴求するように工夫するとともに、位置情報を活用したターゲティング広告（以下、「ジオターゲティング広告」とする）も活用して実施すること。なお、企画提案にあたっては、広告の掲出先、期間、想定されるリーチ数等数量的データ、対象エリア、効果的なジオターゲティング広告の方法（具体的な位置情報の活用方法）、各広告手法の掲出量などを具体的に提示すること。

ウ ジオターゲティング広告については、県内で実施されるスポーツ大会（サイクリングイベント等）に参加等した方へ訴求することは必須とする。

(6) 効果測定の実施

ア 広告を見た人が、本事業で紹介したスポットなどを実際に訪れたか、を測定すること。なお、測定するスポットは県と協議の上、決定すること。

イ 測定した結果を、(7)で作成する実施報告書において、分析結果とともに報告すること。

(7) 業務完了報告書の提出

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、内容について事前に県の了承を得た上で、業務完了報告書を埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当宛にPDFデータで提出するとともに検査を受けること。合格と認められないときは、

県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者負担とする。

報告書には以下の内容を必ず記載すること。

- ・業務全体の実施結果
- ・WEB・SNS広告の運用結果及び分析
- ・事業全体の振り返り及び考察

(8) その他業務

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

オ その他、定められた予算の範囲内において、魅力的かつ効果的な観光誘客が図られるような手法があれば追加で提案すること。提案にあたっては、その手法を取り入れることによって得られるメリットを明示すること。

(9) 成果物の納品

各広報資材は完成後、埼玉県産業労働部観光課（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階））へ納品すること。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本件業務に基づき作成された成果物に関する一切の権利は、第三者が従前から保有していた権利を除き、本業務の成果物等が県に納入されたときに、原則として全て受託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。

(4) 本業務の成果物等は、県及びその依頼を受けた（一社）埼玉県物産観光協会が、埼玉県の観光振興に資する用途で幅広く活用することを可能とする。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第 51 条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。